

当事務所の育児休業取得状況

第1 当事務所では、男性従業員（弁護士）1名が、令和5年6月30日から同年8月13日までの合計45日間、育児休業を取得しました。

第2 育児休業取得促進に向けての取組状況

愛知県に提出した取組状況についての報告書の内容は下記のとおりです。

1 事務所（法人）側の取組状況

(1) 男性の育児休業取得促進に取り組むきっかけ・背景

厚生労働省等による男性の育児休業促進に向けた取組に接し、問題意識を持っていたところ、男性勤務弁護士の妻の妊娠が発覚したことによるもの。

(2) 男性の育児休業取得促進にかかるこれまでの取組

育児介護休業規程の整備及び男性の育児休業取得を促進する事務所方針の周知。

(3) 取得促進にあたっての課題とその解決策、工夫した点

短期間の代替職員（弁護士）の補充は困難であり、既存職員により取得者の担当事件を分担しなければならないことから、予め担当事件の進捗状況や問題点を整理して綿密な引き継ぎを行うとともに、裁判期日を調整し、事務を合理化するなどした。

(4) 取得者がいる職場の業務継続のために取り組んだこと

綿密な引き継ぎと事務の合理化、職員相互の応援・補完態勢の整備。

(5) 定着に向けて、更に取り組んでいることがあれば教えてください

復帰後の所内ミーティングにおいて取得者に育児休業の感想や気付き等を報告させ、男性の育児休業取得の重要性を職員全体に実感させるとともに、事務所方針を改めて周知徹底した。

2 取得職員側の取組状況

(1) 育児休業を取得したきっかけ

代表が育児休業の取得を奨励してくれたので安心して取得することができた。

(2) 育児休業を取得して良かったこと

新生児期の子どもと直接接することで、父親としての自覚が高まった。

(3) 育児休業の取得にあたり、円滑に業務を引き継ぐ上で工夫した点

担当案件の進捗状況を整理し、所内の皆さんに育休期間中の対応方法を周知した。

(4) 育児休業の取得経験を通して業務に生かしていること

時間意識が高まり、業務効率が向上した。

(5) これから育児休業の取得を検討している方へのアドバイス

育児の大変さを実感することで、日常生活における気付きが増え、自分自身の成長の良い機会になると思う。